

令和4年9月13日決定

児童発達支援センターうさぎ園身体拘束等の適正化のための指針

第1（目的）

この指針は、児童発達支援センターうさぎ園における身体拘束等を禁止する基本的な考え方を示し、その他適正な取組を講ずることにより、児童福祉法及び障害者虐待防止法の遵守を図り、もって児童の権利利益を擁護することを目的とする。

第2（基本的な考え方）

- 1 身体拘束等とは、次の各号に掲げる行為その他の利用者の行動を制限する行為をいうものとする。
 - (1) 立ち上がることができないよう、ベルトなどで椅子に体を固定させる。
 - (2) 職員が自らの身体を用い押さえつけて行動を制限し、又は利用者の意思に反した行動をとらせるようにする。
 - (3) 利用者自らの意思で開けることが出来ない居室等に隔離する。
- 2 うさぎ園においては、身体拘束等を行ってはならないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の事情により利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと認める場合は、職員が前項第2号の行為を行うことができるものとする。
 - (1) 利用者の自傷行為を制止しようとするとき。
 - (2) 利用者が他の利用者を暴行することを制止しようとするとき。
 - (3) 利用者の外部への飛び出しその他の事故発生の危険性が高い行為を制止しようとするとき。
- 4 利用者が難聴児の場合であって、その利用者の必要により補聴器の耳型を採取するときに、ごく短時間利用者の頭部を職員の手により保持する行為は、第1項第2号に該当しない。利用者との遊戯時にその遊戯規則に沿って案内的に利用者に職員の手を添え補助する行為もこれに同じとする。

第3（報告・記録）

- 1 第2の第3項に規定する事象が生じたときは、当該職員は、直ちに園長又は副園長に状況を報告するとともに、遅滞なく関係児童の氏名、生年月日、事案が生じた年月日時間、事案の概要を第4に規定するうさぎ園身体拘束等適正化検討委員会に提出しなければならないものとする。
- 2 第2の第4項に規定する行為を行ったときは、その内容を療育記録に特記するものとする。

第4（身体拘束等適正化委員会等）

- 1 うさぎ園における身体拘束等の適正化に関する統括責任者は、園長とする。
- 2 うさぎ園に、園内の身体拘束適正化に関する事項を調査し審議するため、うさぎ園身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、委員長は、児童発達支援管理者を充て、その他委員は、園長が別に指名する職員2名を充てるものとする。
- 3 委員会は、年1回以上開催し、園の身体拘束等の適正化に関する事項を調査・審議しなければならないものとし、第3の1に規定する報告書が提出されたときは、随時、その審査のため委員会を開催しなければならない。
- 4 委員会は、年1回以上行う身体拘束等の適正化のための研修内容を検討し、企画するものとする。
- 5 第3項後段により、委員会を開催したときは、委員会は、当該行為が適正であったかどうかを審議し、その結果を園長に上申しなければならない。
- 6 前項の場合において、委員長又は委員が当該行為の当事者であるときは、当該者は、委員会の調査・審議に加わることができないものとし、園長は、当該委員会限りの臨時の委員を職員から指名する
- 7 園長は、第3項から第5項までの規定により開催された委員会の審議結果を尊重するものとし、この指針の職員への徹底を含め園内における身体拘束等の適正化に取り組むものとする。

第5（研修の実施等）

- 1 園長は、委員会の企画による身体拘束等の適正化のための研修を年1度以上実施するものとする。
- 2 園長は、第4の5に規定する上申があったときは、その上申を踏まえ、利用児童の保護者に事案の報告をするとともに、事案を全職員で共有できるよう、取り計らうものとする。

第6（指針の公開等）

- 1 この指針は、園内に掲示し、京都市情報館診療療育課ホームページに掲載することにより、広く公開する。
- 2 この指針に定めのない事項及びこの指針の施行に必要な事項については、委員会で検討し、園長が定めるものとする。

第7（施行）

この指針は、決定の日から施行する。